

5 経営体育成支援事業

【4, 525 (4, 525) 百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、重大な気象災害により被災した農業者の経営再開を支援する必要があります。（重大な気象災害とは、過去に例のないような気象災害や激甚災害指定されるような甚大な気象災害をいう。）

政策目標

地域の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

経営体の育成・確保を推進するため農業用機械、施設の導入を支援します。

1. 融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：融資残額（事業費の3/10上限）、定額〕
事業実施主体：市町村

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1/2以内（4,000万円上限）〕
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]